

○東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

平成元年12月16日

条例第45号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で台東区規則(以下「規則」という。)で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する(当該児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)に従事している者及び同法第6条の4に規定する里親(以下「里親」という。)以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、台東区(以下「区」という。)の区域内に住所を有するひとり親家庭の父若しくは母及び児童又は養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者
 - (2) 前号に掲げる者に準ずる者で規則で定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としなない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
 - (3) 規則で定める施設に入所している者
 - (4) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としなない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。この場合において、ひとり親等(父又は母に限る。以下この号において同じ。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。
 - (2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの前前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。
- 3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の範囲)

第5条 区は、次の各号に定める対象者について、当該各号に定める範囲で、医療費の助成を行う。

- (1) [第3条第1項第1号](#)に該当する対象者 対象者の疾病又は負傷について[国民健康保険法](#)又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る[国民健康保険法](#)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(以下「対象者等負担額」という。)から、[高齢者の医療の確保に関する法律\(昭和57年法律第80号\)第67条第1項](#)の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の[同法](#)に規定する後期高齢者医療の被保険者が[同法](#)の規定により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。)に相当する額([同法](#)に規定する後期高齢者医療の被保険者が、[同法第56条第2号](#)に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額)及び[国民健康保険法](#)又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」という。)の合計額(以下「一部負担金等相当額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、[高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号](#)に掲げる場合の区分に応じ[当該各号](#)に定める割合にかかわらず、[同項第1号](#)に定める割合を乗じるものとする。
- (2) [第3条第1項第2号](#)に該当する対象者 規則で定める額
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、規則で定める者については、[国民健康保険法](#)又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。)を助成する。
- 3 [前2項](#)の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。
(医療証の交付申請)
- 第6条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、規則の定めるところにより、区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、[前項](#)の申請にかかる者が対象者であると認めるときは、規則の定めるところにより、ひとり親等にその属する家庭ごとの助成を受ける資格を証する医療証を交付する。
(助成の方法)
- 第7条 [前条](#)の規定により対象者と認められた者(以下「受給者」という。)は、医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に、医療証を提示するものとする。
- 2 医療費の助成は、受給者が診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院等に、区が助成する額を支払うことにより行う。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、助成する額をひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
(一部負担金等相当額等の支払方法)
- 第7条の2 [前条第1項](#)に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、[第5条第1項](#)に規定する一部負担金等相当額を、[高齢者の医療の確保に関する法律第67条](#)及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、[前条第1項](#)に規定する方法により医療費の助成を受ける[第5条第2項](#)に規定する規則で定める者は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。
(届出義務)
- 第8条 ひとり親等は、[第6条第1項](#)の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。
- 2 ひとり親等は、その家庭に属する受給者の現況について、規則の定めるところにより、区長に届け出なければならない。
- 3 ひとり親等は、その家庭に属する受給者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、規則の定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。
(譲渡又は担保の禁止)
- 第9条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。
(損害賠償の請求権の譲渡)
- 第9条の2 受給者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則の定めるところにより、その助成の額の限度において、受給者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

- 2 受給者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則の定めるところにより、当該第三者にその旨を速やかに通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第10条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
 - (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
 - (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
 - (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。
- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、受給者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第8条、第9条及び第11条の規定は、平成2年1月1日から施行する。

付 則(平成12年6月23日条例第66号)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成12年12月7日条例第77号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成13年3月27日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年9月20日条例第39号)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成14年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成15年10月24日条例第46号)

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成16年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成17年3月23日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年9月15日条例第58号)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成19年12月18日条例第54号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成20年6月25日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月25日条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年6月26日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年3月26日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
付 則(平成26年12月17日条例第49号)
この条例は、公布の日から施行する。
付 則(平成29年3月27日条例第12号)
この条例は、平成29年4月1日から施行する。
付 則(平成31年2月27日条例第12号抄)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 3 第2条の規定による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。